

 **第30回 全国健康福祉祭あきた大会**

ねんりんピック 秋田2017

秋田からつながれ! つらなれ! 長寿の輪

平成29年9月9日(土)～9月12日(火)

実行委員会設立総会・第1回総会

期 日 平成27年7月30日(木)

場 所 秋田県庁第2庁舎大会議室

目 次

【 実行委員会 設立総会 資料 】

1 設立総会次第	1
2 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要	3
3 ねんりんピック秋田2017開催準備経過	6
4 第1号議案 ねんりんピック秋田2017実行委員会の設立について	7
5 第2号議案 ねんりんピック秋田2017実行委員会会則案	8
6 (参考) ねんりんピック秋田2017実行委員会組織図	12
7 ねんりんピック秋田2017実行委員会役員・委員及び顧問の委嘱	13

【 実行委員会 第1回総会 資料 】

1 第1回総会次第	15
2 第1号議案 平成27年度事業計画案	16
3 (参考) ねんりんピック秋田2017全体スケジュール	17
4 第2号議案 ねんりんピック秋田2017実行委員会常任委員会への委任事項案	18

【 参考資料 】

全国健康福祉祭開催要綱（厚生大臣官房長通知）	19
------------------------	----

【 別冊資料 】

ねんりんピック秋田2017基本構想

ねんりんピック秋田2017実行委員会 役員、委員及び顧問名簿

設 立 総 会

ねんりんピック秋田2017実行委員会 設立総会

日時 平成27年7月30日（木）10時～

場所 秋田県庁第2庁舎8階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
 - (1) 秋田県知事
 - (2) 厚生労働省老健局振興課長
 - (3) 一般財団法人長寿社会開発センター理事長
- 3 ねんりんピック秋田2017の概要
 - (1) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要
 - (2) ねんりんピック秋田2017基本構想
 - (3) 先催県の開催状況
ねんりんピック栃木2014の記録
- 4 議事
 - 第1号議案 ねんりんピック秋田2017実行委員会の設立について

 - 第2号議案 ねんりんピック秋田2017実行委員会会則（案）について
- 5 その他
ねんりんピック秋田2017実行委員会役員、委員及び顧問の委嘱
- 6 閉会

全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要

1 目的

全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

2 主催

厚生労働省、開催地都道府県、一般財団法人長寿社会開発センター

3 参加者

祭典の主たる参加者は60歳以上の者とするが、世代交流等にも積極的に配慮する。

4 事業の内容等

(1) 健康関連イベント

スポーツ交流大会、ニュースポーツの紹介、健康フェア等

(2) 福祉・生きがい関連イベント

文化交流大会、美術展、地域文化伝承館等

(3) 健康、福祉・生きがい共通イベント

シンポジウム、健康福祉機器展、音楽文化祭、ふれあい広場等

5 開催状況

全国健康福祉祭は、厚生省創立50周年を記念して昭和63年（1988年）に第1回大会が開催されて以来、毎年、都道府県持ち回りで開催されている。

大会名称	テーマ及び会期	延べ参加 人 員
第1回 ひょうご大会	いのち輝く 長寿社会 昭和63年10月30日（日）～ 11月 2日（水）	8万人
第2回 おおいた大会	健やか人生 きらめく生命 平成元年11月 3日（金）～ 11月 6日（月）	18万人
第3回 びわこ大会	輝く長寿 あなたとともに 平成 2年 9月29日（土）～ 10月 2日（火）	23万人
第4回 いわて大会	ささえる長寿 あなたが主役 平成 3年 9月21日（土）～ 9月24日（火）	27万人
第5回 やまなし大会	健やかに 伸びやかに 晴れやかに 平成 4年10月31日（土）～ 11月 3日（火）	30万人
第6回 京都大会	健康 ふれあい いきいき長寿 平成 5年10月 2日（土）～ 10月 5日（火）	46万人
第7回 かがわ大会	健康発 長寿行 オリーブ色の風に乗る 平成 6年10月22日（土）～ 10月25日（火）	55万人
第8回 島根大会	ひろげよう 神話の里から 長寿の輪 平成 7年10月21日（土）～ 10月24日（火）	33万人
第9回 みやぎ大会	太陽の国 ひらく長寿の 夢ページ 平成 8年11月 9日（土）～ 11月12日（火）	43万人
第10回 山形大会	すてきに輝け ねんりん青春 平成 9年 9月20日（土）～ 9月23日（火）	52万人
第11回 愛知・名古屋大会	年の輪 人の輪 元気の輪 平成10年10月31日（土）～ 11月 3日（火）	70万人
第12回 ふくい大会	ねんりんの パワーを生かす 新時代 平成11年10月 9日（土）～ 10月12日（火）	46万人
第13回 大阪大会	なにわから 未来にかける 長寿の橋 平成12年11月 3日（祝）～ 11月 6日（月）	70万人
第14回 広島大会	あなたの笑顔にあいたいけん 平成13年10月 6日（土）～ 10月 9日（火）	61万人

大会名称	テーマ及び会期	延べ参加 人 員
第15回 ふくしま大会	ほんとうの空に輝け ねんりんの輪 平成14年10月19日（土）～ 10月22日（火）	51万人
第16回 徳島大会	ねんりんの 渦よ 輪になれ 踊り出せ 平成15年10月18日（土）～ 10月21日（火）	44万人
第17回 群馬大会	ぐんま発の応援歌 平成16年10月16日（土）～ 10月19日（火）	50万人
第18回 ふくおか大会	長寿の話 ひろげて人の輪 アジアの和 平成17年11月12日（土）～ 11月15日（火）	54万人
第19回 しずおか大会	奏でよう ふじのくから 健康賛歌 平成18年10月28日（土）～ 10月31日（火）	57万人
第20回 いばらき大会	さわやかな 長寿の風を 茨城に 平成19年11月10日（土）～ 11月13日（火）	48万人
第21回 かごしま大会	かごしまで 元気・ふれ合い・ゆめ噴火 平成20年10月25日（土）～ 10月28日（火）	54万人
第22回 北海道・札幌大会	ねんりに 夢を大志を 青春を 平成21年 9月 5日（土）～ 9月 8日（火）	54万人
第23回 いしかわ大会	光る汗！ 輝くいしかわ 笑顔の輪 平成22年10月 9日（土）～ 10月12日（火）	54万人
第24回 くまもと大会	火の国に 燃えろ！ねんりん 夢・未来 平成23年10月15日（土）～ 10月18日（火）	55万人
第25回 宮城・仙台大会	伊達の地に 実れ！ねんりん いきいきと 平成24年10月13日（土）～ 10月16日（火）	51万人
第26回 こうち大会	長寿の輪 龍馬の里で ゆめ交流 平成25年10月26日（土）～ 10月29日（火）	40万人
第27回 とちぎ大会	咲かせよう！ 長寿の花を 栃木路で 平成26年10月 4日（土）～ 10月 7日（火）	41万人
第28回 やまぐち大会	おいでませ！ 元気な笑顔 ゆめ舞台 平成27年10月17日（土）～ 10月20日（火）	50万人 （予定）
第29回 ながさき大会	長崎で ひらけ長寿の 夢・みらい 平成28年10月15日（土）～ 10月18日（火）	50万人 （予定）
第30回 あきた大会	秋田からつながれ！つらなれ！長寿の輪 平成29年 9月 9日（土）～ 9月12日（火）	40万人 （予定）
第31回 富山県大会	平成30年（開催日未定）	未定

ねんりんピック秋田2017の開催準備経過

(平成27年7月30日現在)

年 月 日	準 備 経 過
昭和61年 8月下旬	厚生省は、国民の健康と福祉に関する啓発事業の実施構想を確定
昭和62年 5月14日	厚生省は、「健康と福祉の祭典検討会」を発足
昭和62年 8月 5日	厚生省は、祭典名称を「全国健康福祉祭」に決定
昭和62年10月17日	厚生省は、「全国健康福祉祭開催要綱」を決定
昭和63年 4月26日	厚生省等は、祭典愛称を「ねんりんピック」に決定
昭和63年10月30日	第1回全国健康福祉祭ひょうご大会開催(～11月2日)
平成24年 2月17日	第30回全国健康福祉祭の開催地に内定
平成24年 2月27日	厚生労働大臣より「第30回全国健康福祉祭」の開催決定の通知
平成26年 4月23日	各市町村・競技等団体に対する交流大会開催意向調査を実施
平成26年 5月16日	市町村主管課長会議、競技団体説明会を開催
平成26年 6月 3日	第30回全国健康福祉祭秋田大会(仮称)第1回基本構想策定委員会を開催
平成26年 7月 1日	大会テーマを全国公募(～8月31日)
平成26年10月 4日	「ねんりんピック栃木2014」視察(～7日)
平成26年10月14日	第2回基本構想策定委員会を開催
平成27年 1月16日	第3回基本構想策定委員会を開催(大会テーマ入賞作品選定)
平成27年 3月 4日	第4回基本構想策定委員会を開催(基本構想(案)とりまとめ)
平成27年 3月16日	基本構想策定・公表
平成27年 4月 1日	健康福祉部長寿社会課に「ねんりんピック推進室」を設置
平成27年 5月29日	第1回市町村・競技主管団体合同連絡会議を開催

ねんりんピック秋田2017実行委員会の設立について

第30回全国健康福祉祭あきた大会（ねんりんピック秋田2017）を平成29年に開催するに当たり、円滑な大会運営を図るため、全国健康福祉祭開催要綱（昭和62年10月17日付け厚生省発政第22号）に基づき、「ねんりんピック秋田2017実行委員会」を設立する。

【全国健康福祉祭開催要綱（抄）】

3 都道府県実行委員会

- (1) 開催地都道府県は、祭典に必要な企画を行い、及びこれを実施するため、実行委員会を組織する。
- (2) 実行委員会の組織及び運営については、開催地都道府県が定める。

設立総会 第2号議案

ねんりんピック秋田2017実行委員会会則（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この会は、ねんりんピック秋田2017実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、全国健康福祉祭開催要綱（昭和62年10月17日付け厚生省発政第22号厚生大臣官房長通知）に基づき、第30回全国健康福祉祭あきた大会（ねんりんピック秋田2017）（以下大会という。）を開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議し決定する。

- (1) 大会開催に係る総合的な計画に関すること
- (2) 「健康関連イベント」、「福祉・生きがい関連イベント」、「健康、福祉・生きがい共通イベント」及び「オリジナルイベント」の運営に関すること
- (3) 総合開会式及び総合閉会式に関すること
- (4) 選手、役員等の宿泊、輸送、医事衛生及び警備防災に関すること
- (5) 厚生労働省、一般財団法人長寿社会開発センターその他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (6) その他実行委員会の目的を達成するために必要なこと

第2章 組 織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、秋田県知事をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係機関及び関係団体の長並びに役職員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他会長が特に必要と認める者

(役員等)

第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

- (1) 副会長 10名以内
- (2) 常任委員 20名以内

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。その場合において、副会長は常任委員を兼ねることができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、実行委員会の運営のため必要な事項を審議する。

(顧問)

第7条 実行委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員、役員及び顧問の任期は、実行委員会の目的が達成されたときまでとする。但し、委員、役員及び顧問がその就任時の機関・団体等の役職を離れたときは、その資格を失い、後任者が残任期間を務めるものとする。

2 会長は、前項の規定により委員、役員及び顧問の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則に関する事項
 - (2) 大会の実施計画に関する事項
 - (3) 常任委員会に委任する事項に関する事
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に係る重要な事項
- 4 総会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会に出席できない委員は、代理人に決議を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとする。
- 6 会長が必要と認める場合は、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

- 第 11 条 常任委員会は、会長の指名する副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 常任委員会に委員長を置き、秋田県健康福祉部長をもって充てる。
 - 3 常任委員会に副委員長を置き、常任委員のうちから委員長が指名する。
 - 4 委員長は、常任委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 常任委員会は、必要に応じて会長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び決定し、次期総会に報告するものとする。
 - (1) 総会から委任された事項
 - (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項
 - (3) 専門委員会の設置並びに付託事項及び委任事項に関する事
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営のため会長が必要と認めた事項
 - 8 第 10 条第 4 項から第 6 項までの規定は、常任委員会の会議について準用する。

(専門委員会)

- 第 12 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に答申する。
 - 3 専門委員会は、常任委員会から委任された専門的事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。
 - 4 専門委員の任期は、第 8 条の規定を準用する。
 - 5 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、常任委員会の同意を得て、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないときは、緊急を要する事項について、これを専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告しなければならない。

第5章 総務

(総務)

- 第14条 実行委員会の総務は、秋田県健康福祉部長寿社会課ねんりんピック推進室に置く。

第6章 解散

(解散)

- 第15条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたとき解散する。

第7章 補則

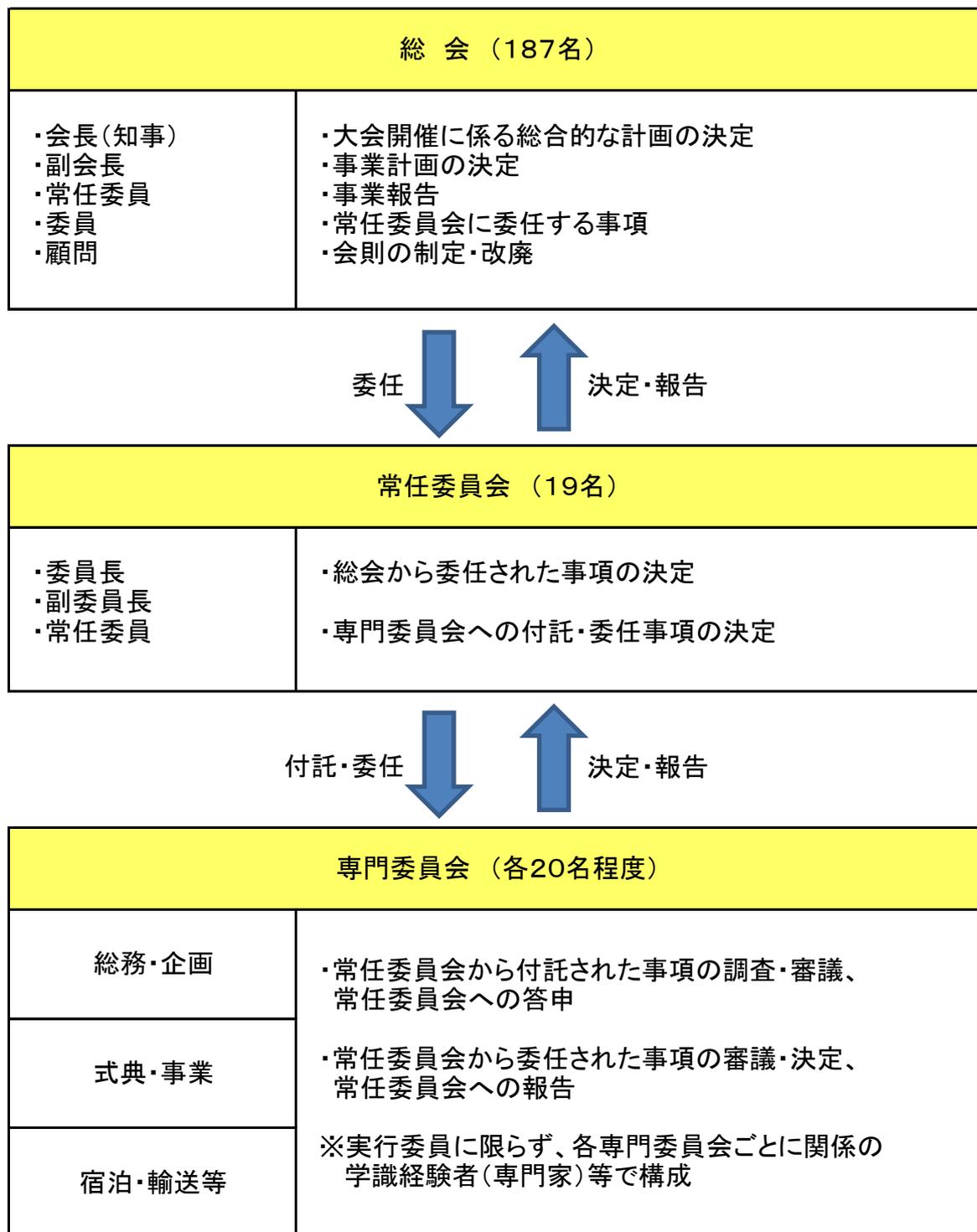
(補則)

- 第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年 月 日から施行する。

ねんりんピック秋田2017実行委員会 組織図



設立総会 説明事項

ねんりんピック秋田２０１７実行委員会役員・委員及び
顧問の委嘱

別冊資料「ねんりんピック秋田２０１７実行委員会役員・委員・
顧問名簿」のとおり

第 1 回 総 会

ねんりんピック秋田2017実行委員会 第1回総会

日時 平成27年7月30日（木）設立総会終了後

場所 秋田県庁第2庁舎8階 大会議室

次 第

1 開会

2 議事

第1号議案 平成27年度事業計画（案）

第2号議案 ねんりんピック秋田2017実行委員会常任委員会への委任事項（案）

3 閉会

平成27年度事業計画

第30回全国健康福祉祭あきた大会（ねんりんピック秋田2017）の開催に向けて、次の事業を行う。

1 実行委員会の開催

- ・総会、常任委員会、各専門委員会の開催

2 大会実施要綱の作成

- ・スポーツ・文化交流大会の会場、日程、参加資格等の決定
- ・美術展や音楽文化祭等の関連イベントの会場、日程等の決定

3 広報・啓発活動の推進

- ・広報グッズ、ポスター・リーフレットの作成
- ・大会ホームページの開設
- ・県内各地での大会PR

4 県民参加の推進

- ・県民参加基本方針の作成

5 式典及びイベントの準備

- ・総合開・閉会式基本計画策定方針の作成及び基本計画の策定
- ・イベント実施方針の作成
- ・市町村及び競技主管団体が行うスポーツ・文化交流大会開催準備への補助

6 宿泊・輸送対策等の推進

- ・宿泊・輸送基本方針、医事衛生基本方針及び警備防災基本方針の作成

7 先催県調査（第28回全国健康福祉祭やまぐち大会視察）

ねんりんピック秋田2017 全体スケジュール(概要版)

	平成27年度 (開催2年前)	平成28年度 (開催1年前)	平成29年度 (開催年)
県実行委員会	7/30 ◇設立総会 第1回総会	◇第2回総会	◇第3回総会 ねんりんピック秋田2017 ◇第4回総会
全体計画等	◆大会実施要綱作成(開催日程・基本方針等)	◆開催要領作成(競技規則・大会規則等)	◆総合プログラム作成
広報	◇県内各地で大会PR		
県民参加	◇県民参加推進・ボランティア募集		
関連イベント	◇関連イベントの企画		
市町村	◇交流大会会場・日程等の決定 ◇実行委員会の設立準備	◇市町村実行委員会設立 ◇リハーサル大会の実施	◇種目別プログラム作成
その他	◆山口大会視察 10/17-20	◆長崎大会視察 10/15-18	

常任委員会への委任事項（案）

ねんりんピック秋田2017実行委員会会則第11条第7項第1号の規定に基づき、次の事項を常任委員会に委任する。

- 1 大会の総合的な企画・運営に関すること
- 2 広報・啓発及び県民参加に関すること
- 3 総合開・閉会式及び関連イベントの企画・運営に関すること
- 4 スポーツ・文化交流大会に関すること
- 5 選手・役員等の宿泊・輸送に関すること
- 6 医事衛生及び警備防災に関すること
- 7 その他会務に必要なこと

全国健康福祉祭開催要綱

昭和62年10月17日厚生省発政第22号
各都道府県知事・指定都市市長あて
厚生大臣官房長（全国健康福祉祭推進委員長）通知

1 目的

全国健康福祉祭（以下「祭典」という。）は、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

2 主催等

- (1) 祭典の主催者は、厚生省、各開催地都道府県及び（財）長寿社会開発センター（以下「長寿センター」という。）とし、催しの内容によっては各会場地市町村を含めることができる。
- (2) 必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。

3 都道府県実行委員会

- (1) 開催地都道府県は、祭典に必要な企画を行い、及びこれを実施するため、実行委員会を組織する。
- (2) 実行委員会の組織及び運営については、開催地都道府県が定める。

4 開催地

開催地は、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する。

5 開催期間

祭典の開催期間は、原則として1週間以内とする。但し、開催地の会場確保等の事情からこれによることが困難な場合には、弾力的に運用することは、差し支えない。

6 参加者

祭典の主なる参加者は、60歳以上の者とする。
但し、世代交流等にも積極的に配慮するものとする。

7 事業の内容等

- (1) 祭典の事業は、主催者が実施する主催事業及び関係団体、民間企業等が実施する協賛事業とする。
- (2) 祭典の事業は、健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント及び健康・福祉・生きがい共通イベントにより構成するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

①健康関連イベント

ア 高齢者を対象とする高齢者健康スポーツ祭を行う。

(ア) 種目の選定、運営方法等の面で、競技性の強い種目や瞬発力を要するものはできるだけ避けること。

(イ) 勝敗や優劣より、高齢者が幅広く参加できることや楽しさに重点を置くこと。

(ウ) 高齢者の身体状況を十分勘案すること等の面に配慮を行うとともに、高齢者の健康の保持・増進に資するスポーツの紹介等に努めるものとする。

また、実施種目は、概ね開催1年前までに決定することとする。

イ 健康度チェック（血圧、脈拍、体力測定等）及び健康相談コーナーを設ける。
この場合、主たる参加者が高齢者であることにかんがみ、高齢者健康スポーツ祭実施時における参加者の健康管理への配慮とともに、スポーツと健康増進、各種運動と医学上の注意点等についての啓発も兼ねるように配慮するものとする。

ウ 食品・栄養に関する催しを行う。

②福祉・生きがい関連イベント

ア 高齢者作品展を行う。

この場合、高齢者の長年にわたる知恵や経験を積極的に引き出し、広めていけるよう配慮するものとする。

イ 上記のほか、高齢者の社会参加、生きがいの高揚を図るための催しを積極的に行う。

この場合、高齢者がそれぞれの身体的・社会的条件に応じ、積極的に社会参加し、生きがいを高めていけるようにするための環境づくりに資するよう、各種行政施策・民間サービスの紹介、世代間及び地域間の交流等の面に配慮するものとする。

③健康、福祉・生きがい共通イベント

ア 健康、福祉・生きがいをテーマとするシンポジウムを行う。

なお、健康及び福祉・生きがいをテーマとする学会を併せて行うことが望ましい。

イ 健康及び福祉・生きがいをテーマとする各種展示を行う。

ウ 健康福祉機器展を行う。

この場合、高齢者の利用に資する優良な各種機器の展示、最新の技術・情報の紹介等に配慮するものとする。

8 祭典の標章

(1) 祭典のイメージの形成・定着を図るため標章を定める。

(2) 標章の使用に関しては、別に定めるところによる。

9 参加者の募集・選定

(1) 厚生省及び開催地都道府県は協議のうえ、各都道府県・指定都市ごとの参加者数の目安を決定し、通知する

(2) 各都道府県・指定都市は、上記(1)の参加者数の目安を勘案し、参加者の募集選定を行い、開催地都道府県に通知する。

10 参加料等

祭典の運営経費に充てるため、必要に応じ、参加料を徴することができる。

11 実施要綱

祭典の実施要綱は、本開催要綱に添い、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生省及び長寿センターと協議してこれを決定する。